

京都市社会福祉審議会 平成30年度第3回「地域福祉専門分科会」 会議録

日 時：平成31年3月19日（火） 午前10時から午前11時45分

場 所：職員会館かもがわ 2階 大会議室

出席委員：石塚かおる委員，井上依子委員，岩崎智加委員，岡仁美委員，木村信夫委員，
源野勝敏委員，小西浩太委員，志藤修史委員，平田和洋委員，
藤井秀子委員，藤井正博委員，藤松素子委員，村井健次郎委員，森田政子委員，
山内五百子委員，吉川左紀子委員

欠席委員：静津由子委員，山手重信委員

事務局：北川健康長寿のまち・京都推進室長，塩山健康長寿企画課長，工藤地域支援担当課長，
寺田地域福祉推進専門官，田坂地域支援係長，奥井地域支援担当

1 開会

【北川健康長寿のまち・京都推進室長】

<開会挨拶>

【工藤地域支援担当課長】

<専門分科会の成立について報告>

本日の出席者は16名であり，委員総数18名の過半数を超えているため，京都市社会福祉審議会条例施行規則第1条第3項の規定により，会議が有効に成立していることを確認いたします。

【志藤分科会長】

<挨拶>

2 議事

(1) 市民意見募集の結果について

【事務局】

<資料2に基づき，市民意見募集の結果について説明>

【志藤分科会長】

今後，指針で進めていく3つの推進項目と指針全体に関する計4つのことについて御意見をいただいた。最も御意見の多かったのが推進項目1の住民同士の支え合い活動に関するということであり，そこに対しての市民の問題意識や期待感の現れでもないかと思っている。御意見を踏まえた指針の内容や文言の修正等については，最終案の中で反映していただいているため，次の議題の指針の最終案の中で，御報告いただくとして，現時点で議題1の内容に関して，御意見がございましたらお願いします。

【藤井（秀）委員】

資料2の6ページ。災害時の対応に関することについて。私たちのボランティアグループは主に山科・醍醐地域を中心に活動しているが，醍醐地域では大学と連携して，日頃から地域住民の見守りや住民へ生活上の手助け（網戸掃除等）を行っていたり，団地では住民のほとんどが高齢者であるということから，災害時に自力で避難が難しい状況も考えられるため，災害時

は家の前に安全旗という黄色い旗を掲げるようにしている地域がある。そうした良い取組や先進事例を広く周知していくことが大事であると思う。

【志藤分科会長】

昨年は災害が相次いだ。御意見いただいたように、地域の良い活動を広げていくということを目指し、指針の中で取り組めていけばよいのではないかなと思う。

【小西委員】

地域の団体の活動にはお金が必要。財源はほぼ補助金頼みという状況である。活動的な支援も必要であるが、財政的支援も必要である。

【志藤分科会長】

財政的な自立ということを目指し、各団体がどう工夫しているのか等、情報交換することが必要。そういうことを各区の地域福祉推進委員会の取組の中で共有できればよいのではないかと考えている。

【藤松会長職務代理】

資料2の4ページ。活動への支援に関することにある番号1について、行政の財政的な支援や専門職の配置等、地域活動者の立場に立った支援をしてほしいとあるが、財政的な支援以外に、地域活動者の立場に立った支援の内容とはどのようなものか。

【事務局】

情報の不足や共有に関すること、また地域活動の取組に対して行政からのサポートを求める声であると考えている。

【藤松会長職務代理】

その対応策として記載されていることが、本市の考え方の記載ということでよいか。

【事務局】

指針では、推進項目2で具体的に取り組んでいきたいと考えている。詳しい内容等については、後ほどの議題の中でもご説明させていただくが、今後、区地域福祉推進委員会の取組を充実・強化していくこととしており、先ほど御意見のあった地域団体の財政的な自立という点も含めて、身近な地域で既に取り組まれているような事例や先進事例を区地域福祉推進委員会の活動を通じて、区域内で共有、発信することで、支援を求める声や新たに活動をしたいという方への支援と新たな活動の掘り起こしにつなげていきたいと考えている。

【藤井（秀）委員】

住民同士や関係団体同士の連携は難しいもの。団体等から行政へ要望すれば、返答や援助をいただくこともできるが、団体からどのような要望してよいかわからないため、要望しないという団体も多い。そういった点で、行政から助成金や補助金を出している団体等に対して、声かけや先進事例、新たな連携方策等を教示するというような促しも必要ではないかなと思う。

【事務局】

現在、高齢分野における地域支え合い活動創出事業等において、住民の主体的な取組をサポートしていくということも行っている。今後は、問い合わせがあった時だけに対応するのではなく、積極的な情報発信という点について、各事業や取組の中で意識していく必要はあると考えている。

【源野委員】

住民の主体的な活動について。地域にはたくさんの方が活動されている。市民はそうした活動に対して、行政がどう支援していくのかということが気になる点でもあると思うが、地域の

中で状況を把握している方は地域にはたくさん存在しており、それを行政の限られた人材の中で、職員が全ての市民活動をヒアリングすることがよいのかどうか。

現在、西京区の共同募金委員会の配分委員会の委員長をしているが、共同募金は地域活動に分配されるお金がある。それは社協を通じて分配されているが、区社協が地域活動への支援やボランティア支援という役割の中で、各団体等に丁寧なヒアリングをされている。その中で、活動団体の財政的自立という問題についても丁寧に対応されている。地域包括支援センターもそうしたことにも関わるが、そこに対して、全て京都市の職員が対応してくださいということは非効率だと思う。

要は、そうした情報を上手く関係者間で共有したり発信したり、効率的に活用することの方が大事ではないかと思う。様々な活動団体が持っている情報を京都市の施策の中で活かしてもらうことが大事であり、市民の皆さんが活動される際に、相談したり、声を出したりする場所が身近にあった方がよいと思う。全てのところで、人材や財源は問題になる。取組の全てを助成や補助でまかなって行われるものもあれば、参加する者がやりがいを持って自ら負担していくという取組もある。そうしたことを、地域内でノウハウを共有し、京都市の中でも情報共有が進めばよいのではないかなと思う。そうした点での行政の役割を果たしてもらいたいと思う。

【事務局】

源野委員からも行政としての限界の部分についても御指摘があったが、我々としてもしっかりと地域の活動を収集し、それらを提供できるよう努力していかなければならないと考えている。いただいた御意見を踏まえて、今後取り組んでいきたい。

【志藤分科会長】

地域で主体的に活動されている団体は、源野委員の発言にあったように、5,000以上の多様な団体が市内で活動されている。その中には、様々な課題を抱えているところもあれば、積極的に活動を拡大されているところもある。今回の指針の提案は、情報の循環や互いの活動の共有という仕組みを同じテーブルの中で考えていくという提案であるため、今いただいた御意見は非常に重要だと思う。これからの指針の5年の期間の中で、区単位で情報の共有の仕組みをどう作っていくのかが大事だと思う。

指針の内容に関わる議論になってきているので、次の議題に移らせていただき、引き続き議論をいただきたい。

それでは、議題2の京・地域福祉推進指針の最終案について、事務局からご説明をお願いします。

(2) 市民意見募集の結果について

【事務局】

<資料3に基づき、京・地域福祉推進指針の最終案について説明>

【志藤分科会長】

ただいま事務局から説明いただきました内容について、御意見・御質問等がございましたらお願いします。

【藤井（正）委員】

住民同士の支え合いとされているが、私の社会福祉のイメージとしては、社会福祉関係者や専門職が動くというイメージを持っていたが、社会福祉は地域住民が進めていかなければなら

ないのか。

多様な主体の連携の中では、誰が責任を取るのか。専門職等に行政から補助金等を出して、その方々が責任を持って取り組んでいくというイメージであったが、地域住民同士の善意だけではトラブルが起こる気がした。

【岡委員】

今の御意見を踏まえてだが、若い世代の町内会離れが深刻。地域の高齢の方からは、若い世代の世帯に対して、町内会の中で動ける世帯という過度の期待もある。ただ、若い世代は子育てで手いっぱいであり、そこまで余裕がない。一方で、町内会の役員は同じ方ばかりに役が回ってくる等、地域内でも意識の格差がある。そこをなんとかしていかないと町内会離れが進んでいく。実際に、町内会に入っているけどやめていく人も多い。

もし、上手く町内会活動が進んでいるようなケース等を開示してもらえれば、どのように取り組んでいけばよいか参考になるため、このようなことを期待したい。

【山内委員】

資料3の35ページの図において、子ども分野の相談支援機関の中に、最近では、認定こども園も増えてきているため、できればここに認定こども園の記載も加えていただきたい。最近では、働く母親が増えており、母親への負担が増している。今年10月には幼児教育・保育の無償化が始まる。そうすれば、ますます働く時間が長くなり、子どもを預けて働くという傾向が増してくるのではないかと思う。社会全体が子育て世代に対して優しくなければ、追い詰められてしまう保護者が増えてきて、虐待につながったり、働くだけで手一杯で町内会の活動に全く参加できずに、地域や隣近所との付き合いがない保護者がたくさん出てくるのではないかと懸念している。保育園や認定こども園は、園と母親との関係や母子関係をすごく気にしながらも、どのようにフォローしてよいかわからないところもある。就労時間が長くなれば長いほど、そうして追い詰められてしまう保護者が増えてしまう気がするので、小さな子どもを持つ母親を仲間として受け入れてもらえるような社会になることを願う。

【森田委員】

地域では、町内会の役員を持ってもらえる人がいないなど、担い手不足の状況がある。今後、ますます町内会離れが進むのではないかと心配しているが、担い手の育成といった視点も必要であると思う。こうしたことに対して、他の地域ではどうしておられるのか、ぜひ知ってみたい。

【小西委員】

資料3の39、40ページにある、生活困窮者自立支援事業について。参考2の主な事業に学習支援事業とあるが、なぜ生活困窮者に対象を限定する必要があるのか。子どもへの学習支援という表現でよいのではないかと思う。

【村井委員】

生活困窮という点について。生活困窮には、経済的な困窮と環境的な困窮を含んでいると考えている。先日、北区の地域福祉推進委員会でもそういった意見が出たが、生活困窮はお金だけでないという風に捉えていただきたい。

また、町内会への無関心について。資料2の7ページ、地域コミュニティ活性化に関することの中に自治会・町内会の加入促進、活性化が必要という意見が8件あるが、自治会・町内会に入っておられない方がすごく増えており、地域コミュニティが崩壊しつつあると感じている。

民生児童委員活動として、我々は行政や地域包括支援センター、関係機関等とのつなぎ役を担っているが、その中では、住民からどこに相談していいかわからないという相談もある。

行政の施策等の情報を民生児童委員としても地域住民に発信していかなければならないし、行政からも発信が必要だと思う。どうしていいかわからない相談についても、地域の民生児童委員や社協に相談いただければ、一定情報を持っているし、必要に応じて関係機関につなぐので、我々がそうした活動をしているということを知っていただければ、少しでも市民の方が安心して過ごしていただけるのではないかと思う。

【藤井（秀）委員】

小西委員の発言については、同感する。子どもは、これから先の未来を担っていく者なので、最大限力を注いでいく必要がある。そうした子どもの時代に援助できる子、援助できない子という区別をしない方がよいのではないか。全ての子どもが同じサービス、援助を受けられるという方が社会との摩擦もなく、子どもを通して親の交流が図られ、地域への還元もできるのではないかと思う。

【小西委員】

先ほどの発言の意図について、生活保護の子どもだけというような対象を絞ることで周囲からのレッテルが貼られたり、ネガティブなイメージがつくことで、本当に困っている子が参加しづらいような印象を持つてしまうのではないかと、という点で、なぜ対象を限定するのかと発言したものである。対象を限定することで、更に課題が深刻になってしまい、将来的に過度な財政的な負担や、生活保護に陥るといった悪循環を繰り返す要因になるのではないかと考えるため、対象を限定する理由を聞かせてほしい。

【事務局】

現在、**資料3**の39・40ページで議論いただいているが、ここで示しているのは国が示す生活困窮者自立支援制度の枠組みの中での事業を記載している。所得の多寡だけでなく、様々な困窮の状況もあるという御意見もいただいたが、そうした方々の居場所、子ども食堂、学習支援等の取組は、住民活動の中では、この事業の枠組みを超えて広く取り組まれているものである。この点については、指針の中では、推進項目1の④地域における子育て支援の推進や⑧居場所の取組の推進の中で、たくさん主体的に繰り広げていただきたいと考えている。

いくつか委員の皆様からいただいた御質問や御意見に対してお答えしたいが、はじめに藤井（正）委員からいただいた、地域福祉の考え方として、住民ばかりがすることなのかという御意見についてだが、指針では冒頭の1ページに本市の地域福祉の基本的な考え方としてお示ししている。住民の皆様のご生活はその地域の住民の皆様しか分からない部分もある。住民の皆様が生活の中で知っていることや何とかしたいな、もしくはしてあげたいな、と思っておられることは大事にしたいと考えている。そうした取組を推進項目1の取組項目に設定し、できる範囲で住民が中心となって取り組んでいただく。そして、そうした良い取組事例を地域の中で我々からも示さないといけないと考えているが、これだけで全てが事足りるとは思っていない。専門機関、専門職は課題を抱えた方に対して対応をされている。そうした専門機関、専門職がどういったことをしているのかということを知っていただかないといけないし、また住民の皆様と連携・協働していただかなければならない。そして、最終的には行政でしっかり支えていかなければならないと考えている。そのため、住民の皆様のご生活の中で、こんなことをやりたい、こんなことが必要だというようなことを持ち寄っていただくことが必要だと考えている。指針の1ページの冒頭に、「住民が自ら手立てを考え」とあるが、活

動の中で、これは行政にも声をかけないといけないということも含めて、住民の皆様にも指針のことや様々な活動を知っていただき、動いていただくことが大事だということで、指針に記載している。

また、委員の皆様のお意見の中で、地域の中での好事例を紹介してほしいという御意見もいただいた。我々としては、推進項目2で、身近な地域で繰り広げられている好事例を地域の住民や様々な関係機関・団体とともに共有し、また他の地域にも紹介することで、少しでもそれぞれの活動の参考にしていただきたい。そのような取組を充実・強化していきたいと考えている。そうした活動の中で、行政でないと対応が難しいような生活課題が出てきた際には、推進項目3の中で取り組んでいきたい。これまでからも地域あんしん支援員の取組等を行っているが、そうした枠組みや取組をより発展させていきたいと考えている。

【事務局】

複数の委員からいただいた御意見や課題について、自治会の加入率の低下ということもあるかもしれないが、地域の中で次の担い手が非常に少なくなっているという点が大きな課題。

また、今回の社会福祉法の改正の理念にもなるが、分野ごとの制度が充実し、それぞれに専門職が置かれてきたものの、どうしても分野ごとの取組だけでは支えきれない課題が出てきているという状況である。委員の皆様も既にそうした課題を御承知のことだと思うが、指針ではそうした課題に対しての明確なゴールまでは書き示しておらず、まずは見えている課題からしっかりと我々行政も含めて、地域の中でどう課題をクリアにしていくのかという点を、今回の指針の中では示している。推進期間の5年間だけに留まるものではなく、指針については、発見した様々な課題を解決していくための推進項目を掲げており、今後目指すべき方向を示しているものと御理解いただければと思っている。

生活困窮者自立支援事業の点については、法律に基づく事業ということになるが、別の視点から見れば生活困窮、生活保護に限らず幅広くやっていければいいのではないかと御指摘であると捉えているが、世帯の所得が子どもの進学率に影響するという状況もあるので、これは行政の施策として、法律的にどうカバーしていくのかということを生生活困窮者自立支援法の中でも定めているものと理解している。ただ、実際には地域の中で、大学生がボランティアで学習支援を行ったりするような活動もあるため、そうした活動は広がっていかないと考えている。

【事務局】

町内会離れのことや地域コミュニティに関する御意見も多数いただいた。これについては、文化市民局で地域コミュニティ活性化の取組を進めているので、しっかりと連携しながら取組を進めていきたいと考えている。

【木村委員】

文言に関して、巻末に用語解説を入れていただいているが、より皆さんに理解を深めていただくために、指針の中に記載があるピアカウンセリングやレジリエント・シティという文言についても、解説に追加いただければありがたい。

【事務局】

レジリエント・シティについては、[資料3](#)の6ページ「京都市レジリエンス戦略」に関連するものであるが、関連性がわかるよう工夫させていただく。ピアカウンセリングについては、確かにわかりづらいため解説等への追加を検討させていただく。

【源野委員】

用語の点について。地域包括支援センターについては、京都市では高齢サポートという愛称を用いているが、法律等では地域包括支援センターが一般的であるため、市民の方がわかりやすいように工夫いただきたい。

生活困窮者の話だが、実際に地域で学習支援の取組をされる際は、そういう子どもたちの事業だと印象を持たれないよう、市民に抵抗感がないような工夫をしてほしいし、対象者が限られたような専門的な事業を実施する時は、我々関係機関も気をつけていかなければならない点である。

冒頭、藤井（正）委員から御意見のあった、地域に押し付けられているのかといった点について。地域包括支援センターの事業の中でもそのような御意見を伺うことがあるが、地域包括支援センターが地域の中で何か事業をする際、区社会福祉協議会や民生児童委員、関係機関、地域のボランティアの方に参加してもらうが、そのような取組の情報が市民レベルでは十分に伝わっておらず、市民が触れることがない。別の審議会でも意見が出ていたが、地域包括支援センターが地域ケア会議を行っているが、そんなことは地域では聞いたことがないし、触れたこともないと住民からは言われる。それを市民全体に伝えられるような工夫を行政には期待したい。

住民同士の支え合いの中で、災害時の要配慮者への支援にもつながってくる点でもあるが、地域ケア会議では警察や消防署にも参加してもらうことがあるが、昨年は多くの災害があり、私の地域では嵐山が近いので、実際に地域が水に浸かったり、住民の方が避難所を運営したりなどがあったため、実際に地域ケア会議に消防署を呼んで、グループワークで自分たちで何ができるのかと話し合った。その際、消防署からは阪神淡路大震災のような災害が京都で起こったら、どうなるのかというような話をされたが、消防署からは申し訳ないけど、大災害が起きたら簡単には皆さんの地域に来れないとの事だった。やはり大災害になると消防は緊急度の高い箇所や要救助者がいるところを集中的に動くことになるので、一般住民が住んでいるような地域にはそう簡単に来てもらえない。そのため、地域の中で救える命を誰が救うのかということと住民でしかない。とはっきり言われる。そうした場合、地域にいる要配慮者にどういう風に声かけをし、誘導すればよいのかということ、日頃から訓練をしたり、情報共有をしないとできないことなので、そういった点を地域ケア会議や地域支え合い活動創出事業の中で取組を進めている。住民それぞれが他人事ではないということを伝えていかなければいけない。

また、災害時は、京都市の職員も限られていることや職員自身被災されている方もいる。そうすぐには市の職員も来れないと考えられる中で、例えば認知機能が低下している住民が地域におられれば、地域の中で普段から声かけをすることやこういう風に関わったらいよいよねという話をしておく等、自分たちの町内にはどういう方がおられて、どんな声かけをしたらよいのかということや日常生活の中で、共有しておくことが大事。さらに、自分がそうなった時にどうするのか。ということまで地域ケア会議の中で話し合ったりしている。そういうことをもっと皆さんに伝えていくことが大事ではないかと思う。

文面だけでは、押し付けられているように感じるかもしれないが、私自身が地域で暮らす中でも我が身を守ったり、家族を守る上で、何が出来るのかということを考えておかなければならない。既にこうしたことが、昨年の災害時に京都市内の中でも起こっており、発電機を集め回らないと電気を供給できないという施設もあった等、命に関わることもあった。そうしたことも踏まえて、冒頭に意見があったように地域で情報を共有するという事は大事なことで、既

に取り組まれているような事例をもっと共有できるような仕組みを行政で考えていただき、工夫していただければありがたい。

【井上委員】

市民の中に、日本以外の文化的背景を持った方がいるということを視野に入れておくことが大事。これまで意見があったように災害時のことや学習支援の必要な子ども達についても、今後もっと文化や言語が異なる方たちが京都市に住んで、同じ市民として生活しているということを視野に入れていただければありがたい。

【藤井（秀）委員】

子どもの学習支援の件について、生活困窮者自立支援事業の主な事業の中にあることが、やはり違和感がある。学習支援については、子ども分野のところで記載する方がいいのではないか。

【事務局】

生活困窮者自立支援制度の枠組み自体が、世帯への支援ということでもある。経済的な部分でいうと親への支援もあるし、世帯全体で見れば支援が必要と考えられる子どもがいれば、子どもへの支援も必要となる。そういった点でも、生活困窮者自立支援制度そのものが様々な課題を抱えている世帯へ支援を行っているものであるため、制度に基づく主な事業を指針の中で記載させていただいている。御意見いただいているとおり、学習支援というのは全ての子どもに等しく必要な要素とは認識している。ただ、ここでの記載については、生活困窮者自立支援制度に基づく主な事業として記載しているものとして、御理解いただければと思う。

【志藤分科会長】

この表の表記が＜主な事業＞となっていることが、言葉足らずのような気がする。例えば、生活困窮者自立支援制度に基づく主な事業というような表記の仕方が適切でないかと思う。

文言の修正、調整等も含めて、たくさんのお意見をいただいたところであるが、内容そのものについてはいかがか。

地域福祉というのは、基本的には自分たちが住む地域が失われず、いかに自分たちが生活しやすく、安心して命と暮らしを保持できるのか、そういう環境を住民自身が主体となって、どういう風につくっていくのかという点と社会福祉の各法律に基づく各サービス等とが互いに関係合いながら、地域をつくっていくということが前提である。

指針というのはそもそも方向性を示すものであるため、この指針で住民、多様な人たちが互いに自分たちの地域をつくっていきましょう、福祉のまちづくりを進めていきましょうというものであるが、藤井（正）委員の御意見にあったように、その意図が伝わらないというのは、せっかくつくった指針の実行性が乏しくなってしまうので、もっとわかりやすく、伝えていくという点を気をつけなければならない。そういった点では、この指針を作成した後に、どういう風にわかりやすい表現で、市民に伝えていくのかということを、次の段階では考えていかなければいけないのかなと思う。是非、委員の皆様からも、この点についての知恵をいただきたいと思う。

もう一つ、この指針は、ボランティア活動に対する支援という側面も持っている指針になっている。住民が色々な課題に向き合いながら、自分たちの活動を作っていくところをどういう風にサポートしていくのかという点も指針の中に入っている。それも含めて、先進的な事例についても情報交換や意見交換、また、工夫の仕方の共有等を進めていかなければならない。自治会を含めた基本的な住民自治の問題に関しては、担い手の問題も含めて我々が直面している

大きな課題だと思う。どちらかというところ、そうした点に対しての住民の危機感が非常に高く、災害時どうするかということにもつながってきている。自治会に入る入らないではなく、身近な地域でどういう風な関係性を地域の中で築いていくのかということを考えていかなければならない時期に来ていると感じる。

本日は、今後参考になるような多様な意見をいただいたが、指針の最終案については、大方この内容で承認ということでもよろしいでしょうか。

— 異議なし —

【志藤分科会長】

ありがとうございます。本当に長い期間、事務局も行政内外の機関にヒアリングを行っていただいたり、長い時間をかけて検討いただいた成果というのが指針の中に現れており、分科会での議論も反映いただいている。次の5年間の新たな指針として目指していけるものではないかと思っている。この場の議論を委員の皆様の中での活動の中でも広げていただきながら、これからは、それぞれの地域でどのように取り組んでいただくかが大事になってくるので、各区の地域福祉推進委員会や色々な協議体等の場でも、是非とも本日のように活発に問題提起をしていただければと思う。最終案の議論については以上にさせていただきます。

それでは、その他報告事項等について、事務局からお願いします。

(3) その他 報告事項等について

【事務局】

本日、御意見をいただいた細かな文言の修正等については、最終事務局で調整させていただき、「京・地域福祉推進指針」として策定する。

また、指針についてはレイアウト等を加え、冊子として作成するため、冊子が完成次第、委員の皆さまに送付させていただきます。

この分科会においては、引き続き指針の進捗の点検・評価していただくこととなるため、委員の皆様にはよろしくお願い申し上げます。

【志藤分科会長】

ありがとうございました。それでは、本日予定しておりました議題については全て終了いたしました。なお、本日の審議については、発言のあった委員のお名前も含めて、議事録として事務局において作成いただき、京都市のホームページに公開させていただくことしますが、ご異議はございませんか。

— 異議なし —

【志藤分科会長】

ご異議がないようですので、議事録の作成については、ただ今申し上げたとおりとします。

それでは、皆様長時間ありがとうございました。それでは、進行を事務局へお返しします。

3 閉会

【工藤地域支援担当課長】

ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたり熱心に議論いただき、また、これまで指針の策定にあたり貴重な御意見を多数いただきましたことに御礼申し上げます。

今後、指針に基づき、委員の皆様をはじめ、地域の皆様、関係機関・団体の皆様とともに取組を進めていきたいと考えております。

引き続き、この審議会において、指針の進捗の点検・評価をしていただくこととなりますので、皆様の御支援、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、これをもちまして、京都市社会福祉審議会 平成30年度第3回「地域福祉専門分科会」を終了させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。